

松本市災害廃棄物処理計画（令和6年度改定版）概要版

令和7年3月 松本市

1 計画策定の目的

近年、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震や令和元年（2019年）東日本台風などの災害により、大量の災害廃棄物が発生し、被災自治体はその処理に苦慮しています。

本計画は、地震や水害、土砂災害といった大規模災害時に発生する災害廃棄物処理対応に係る課題を整理し、体制整備等の平時の備えや、災害時における適切かつ円滑・迅速な対応を図ることを目的として策定するものです。

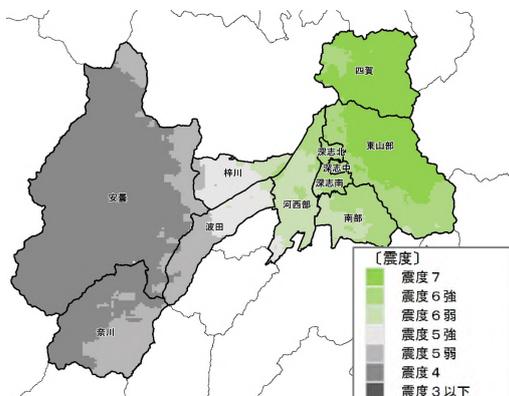
2 対象とする災害

本計画では、地震災害として「糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）」と「境峠・神谷断層帯（主部）」（ケース1）、風水害として、本市が作成したハザードマップの浸水想定区域図に基づく浸水被害を対象とします。また、本市の土砂災害警戒区域において発生する土砂災害による被害も対象とします。

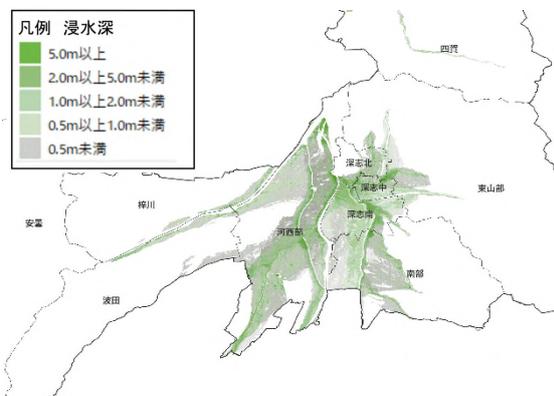
対象とする災害		想定される被害
地震	糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）の地震	最大震度7、全壊・焼失棟数24,220棟と想定※1
	境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース1）	最大震度6強、全壊・焼失棟数170棟と想定※1
風水害	国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所、長野県が指定した浸水想定区域（想定最大規模降雨：1,000年に1回の確率の降雨）	想定浸水区域全域が浸水した場合、73,094棟が浸水すると想定※2
土砂災害	本市が作成したハザードマップに掲載されている土砂災害警戒区域における土石流、崖崩れ等による被害	市内の土砂災害警戒区域数：1,424か所

※1：長野県「第3次長野県地震被害想定調査 報告書」（平成27年3月）における被害想定

※2：浸水想定区域図に基づく推計結果



「糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）」の地震において想定される震度分布図



洪水浸水想定区域図（想定最大規模降雨）

3 対象とする廃棄物

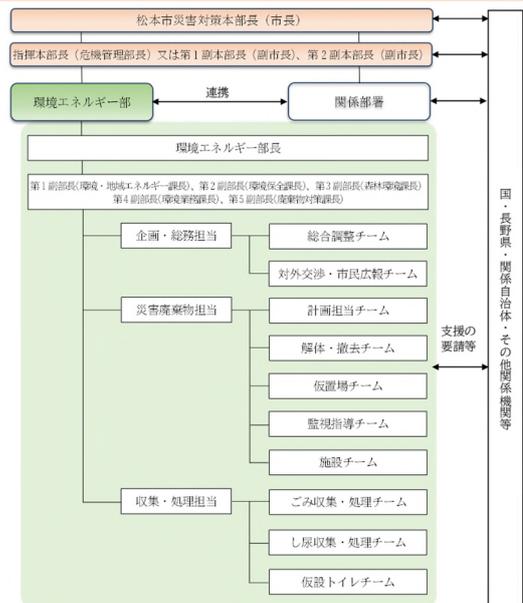
災害時には、通常の生活ごみに加え、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿のほか、災害に直接起因した災害廃棄物が発生します。これらは一般廃棄物に区分されるため、処理責任は市町村にあります。

区分	概要
災害廃棄物	住民が住宅敷地内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去等に伴い排出される解体廃棄物とがあります。
し尿・汚泥	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町村等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水。
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ。
避難所ごみ	避難所から排出されるごみ。容器包装や段ボール、衣類等。

※事業者から排出される災害廃棄物は、事業者自らの責任において処理することを原則とします。ただし、災害の種類や災害廃棄物の発生状況によって、中小企業から排出された災害廃棄物で、家庭等から排出された災害廃棄物と一体となって集積されたもの等を本市における処理の対象とする場合があります。

4 災害廃棄物処理を実施するための組織体制

災害発生のおそれがある時、または災害が発生した時は、迅速に職員を配備し、災害の状況により災害対策本部の設置等を行います。環境エネルギー部では、速やかな廃棄物の集積、処分の運営が円滑に行えるよう、災害廃棄物対策を実施するための担当及びチームを設置し、関係部署、関係機関等と十分に連携を図り業務を実施します。



災害廃棄物等対策を実施するための担当及びチームの設置案

5 処理の基本方針

以下に示す6つの方針を基本方針とします。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 衛生的な処理 | 2 迅速な処理 |
| 3 計画的な処理 | 4 安全な作業の確保 |
| 5 環境に配慮した処理 | 6 分別・再資源化の徹底 |

6 協力支援体制

災害時は、平時から松塩地区広域施設組合で広域処理をしている塩尻市、山形村、朝日村と連携するとともに、災害の規模が大きく災害廃棄物処理に対応しきれない場合は、近隣の自治体や協定を締結している自治体へ支援の協力を求め、連携して対応します。

災害廃棄物の撤去・運搬・処理・処分、倒壊家屋等の解体・撤去に当たっては、廃棄物処理の経験や必要な資機材を有する民間事業者と締結する協定に基づき、協力・支援要請を行います。

発災後に本市における災害廃棄物処理対応ができず、市民の生活環境保全上の支障が生じうる場合には、県や環境省と協議の上、災害派遣活動に従事している自衛隊との連携の可能性についても検討します。

7 災害廃棄物発生量

対象とした地震災害のうち、最大の被害規模となる「糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）の地震」における被害棟数を用いた場合、災害廃棄物発生量は市全体で約280万トンと推計しました。

想定最大規模降雨による洪水が発生した場合、災害廃棄物発生量は市全体で約87万トンと推計しました。ただし、本市ハザードマップの浸水想定区域図に基づく浸水域全域で浸水被害が発生したと想定して推計を行っているため、実際の災害廃棄物発生量はこれより少なくなると考えられます。

実際に地震や風水害が起こった際は、被害状況に応じて推計を見直します。

災害廃棄物発生量推計結果（地震災害）（単位：t）

想定災害	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	合計 (内 片付けごみ量)
糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）	428,981	151,405	841,139	1,359,842	22,430	2,803,797 (110,408)
境峠・神谷断層帯（主部） （ケース1）	5,617	1,982	11,013	17,804	294	36,709 (2,987)

※数字は集計結果を四捨五入しているため、表中の数字の合計が合わない場合があります。

災害廃棄物発生量推計結果（風水害）（単位：t）

柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他	土砂類	合計 (内 片付けごみ量)
74,666	73,798	184,930	260,464	12,155	10,419	251,782	868,215 (124,260)

※数字は集計結果を四捨五入しているため、表中の数字の合計が合わない場合があります。

※別途、本市ハザードマップの浸水想定区域外で発生した土砂災害による災害廃棄物が発生する場合があります。

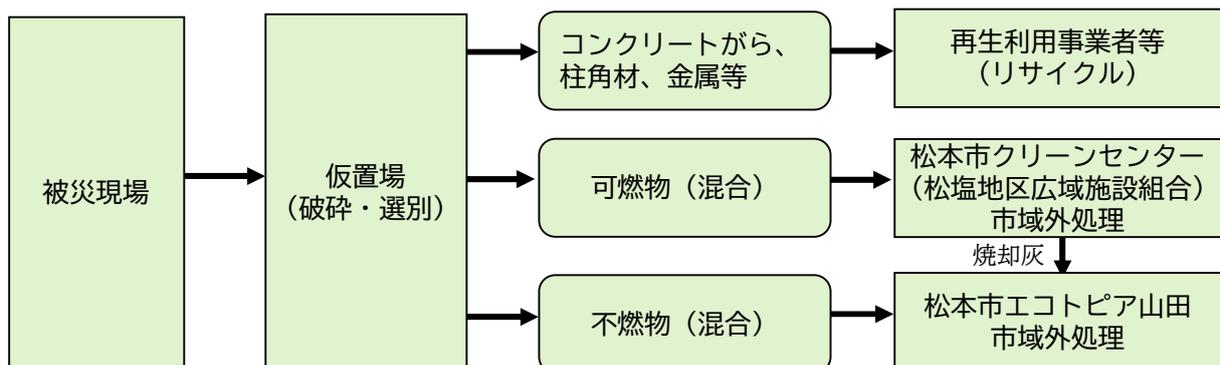
8 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物の処理フロー

災害廃棄物は、仮置場への搬入時や建築物解体時から可能な限り分別を行い、その後の処理を円滑に進めるよう努めます。柱角材、コンクリートがら、金属くずのうち、リサイクルが可能な廃棄物は、可能な限り再生資材等として活用します。

糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）の地震や風水害では、松本市クリーンセンターの焼却処理可能量を上回る量の可燃物、松本市エコトピア山田の埋立処分可能量を上回る不燃物が発生すると推計しているため、市域外処理が必要です。

なお、松本市エコトピア山田は令和9年度（2027年度）末まで再整備を行っているため、令和9年度（2027年度）末までは民間事業者での埋立処分を想定しています。



(2) 仮置場の確保・運営管理

発災後は、住民自らが災害廃棄物を生活圏から速やかに移動させて一時的に保管する「市民仮置場」、市民仮置場に散在する災害廃棄物を集め、中間処理前に粗選別・保管しておく「1次仮置場」を設置し、一時保管しながら災害廃棄物の処理を行います。また、1次仮置場での分別が不十分な場合に必要に応じて「2次仮置場」を設置します。

名称	説明
市民仮置場	・個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、被災家屋等からの災害廃棄物を、被災地内において、仮に集積する場所 ・住民（ボランティアを含む。）が、自ら搬入する。
1次仮置場	・解体撤去した建物等から発生する災害廃棄物及び各市民仮置場に点在する災害廃棄物を集め、中間処理前に粗選別・保管しておく場所
2次仮置場	・1次仮置場での分別が不十分な場合に必要に応じて設置する場所 ・1次仮置場のみで必要な機能を確保できる場合は、不要である。

仮置場の必要面積は、「糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）」の地震の場合、約107万平方メートル、「境峠・神谷断層帯（主部）」の地震の場合、約1万4千平方メートル、風水害の場合、約31万平方メートルと推計しています。「糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）」の地震では、仮置場候補地として検討している公有地の面積が不足しているため、平時より仮置場として活用できる可能性がある国有地や県有地等の場所について情報収集を進め、必要面積の確保に努めます。

災害廃棄物の処理においては、環境影響を最小とし、公衆衛生を確保するよう努めます。被災した建物等は解体又は撤去前に石綿の事前調査を行い、石綿が発見された場合は、「石綿廃棄物」（廃石綿又は石綿含有廃棄物）として適切に除去、処分します。撤去・解体や仮置場での作業においては、石綿暴露防止のために適切なマスクを着用することとします。撤去・解体作業においては、周辺をシートで覆う、散水を実施する等、飛散防止措置を適宜行います。また、周辺住民等に対しても注意喚起を行います。

9 し尿・生活ごみ・避難所ごみの処理対策

し尿・生活ごみ・避難所ごみの収集運搬及び処理体制は、平時における体制を基本とします。ただし、発災後は収集運搬車両が不足し、又は処理施設の能力が低下することにより、収集運搬及び処理が困難となる場合も考えられるため、平時からし尿処理に関する資機材の備蓄、収集運搬車両の確保、携帯トイレ等の備蓄及び普及の啓発等に努めます。

生活ごみ・避難所ごみの回収及び処理に当たっては、優先順位を決めて行います。特に、生ごみや携帯トイレ等の腐敗性廃棄物等の衛生上問題があるものは優先に回収します。なお、回収方法や回収車両については破裂の恐れを加味して検討します。一方、段ボール、ビニール袋、プラスチック類等の衛生上問題がないものは、収集運搬及び処理体制が復旧するまでの期間、避難所等で保管するよう周知します。